

「緊急事態宣言」期間中の「大阪府社会福祉会館」の利用について

大阪府社会福祉会館

大阪府域に発出されています緊急事態宣言の期間が3月7日まで延長されました。これに伴い、宣言期間中の大阪府社会福祉会館の利用については、引き続き、下記のとおりとしますので、ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【基本的事項】

○会議室の利用は、定員の50%以内とします。

座席の間隔を空けたり、互い違いに着席するなど、人と人との距離を十分に確保してください。

(特措法に基づき、イベントの開催(講演会、講習会等)は、屋内にあっては収容率を50%以内とするよう要請されています。)

○会館の営業時間は、原則9時から20時までとします。

ただし、会議室の使用について、1月13日までに事前に予約している場合は、適用されませんが、なるべく20時までに終了するようご協力をお願いします。

(イベントの開催については、府知事から20時以降の時間短縮について協力依頼がだされています。)

【一般的事項】

○マスクを必ず着用してください。

○入館時には、玄関に設置のサーマルカメラによる体温測定、アルコール消毒液による手指の消毒を行い、その後もこまめに消毒してください。

○主催者は、受付時に検温を実施してください。(検温器は、会館で貸し出します。)

○3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けてください。

・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)は空けるようにしてください。

・窓を開けるなどの換気を適宜行ってください。(常時、空調による換気は行っています。)

○喫煙室(5F)の利用は、10名までとします。(厳守)

・向かい合っただけの喫煙や、喫煙室内での携帯電話の使用、会話は禁止とします。

○大阪府の「大阪コロナ追跡システム」の登録及び厚生労働省の「接触確認アプリ(COCoA)」のダウンロードをお願いします。

【主催者へのお願い】

・主催者は、予備マスクを用意するとともに、フェイスシールドなど、個別に考えられる感染防止対策を講じてください。

・主催者は、参加者に対し、受付時や研修開始前などに上記内容を周知・徹底し、必ず遵守するよう指導してください。特に、喫煙室については、休憩時間に集中することやマスクをはずすことから、10名以内の利用、携帯電話、会話の禁止について、特に徹底していただくようお願いします。